

ゴルフクラブ入会 給与扱いに要注意

昨年のゴルフ界といえば、石川遼選手の話題で持ち切りだった。17歳の輝かしい活躍に、今年も多くのゴルフファンが注目している。

ところで、会社がゴルフクラブの入会金を支出した場合、名義によって税務上の取扱いが異なる。法人会員として入会する場合は資産計上する。ただし、記名式の法人会員で、名義人である特定の役員または使用人が専ら法人の業務に関係なく利用している場合、入会金はこれらの人が負担すべきものと考えられる。したがって、この場合はその役員または使用人に対する給与となる。

個人会員として入会する場合は、その特定の役員または使用人への給与となる。ただし、無記名式の法人会員制度がないために個人会員として入会し、その入会金を会社が資産計上した場合で、入会は業務の遂行上必要であるため法人が負担すべきと認められるときは、その処理が認められる。資産計上した入会金は償却できないが、クラブを脱退しても入会金が返還されない場合は、その入会金の額は脱退した事業年度の損金とできる。

納税通信 第3054号 2009年 1月 5日

消費税免税になる 海外輸出での販売

商品などを国内で販売した場合、事業者は消費税を納付するのが原則。しかし、商品の輸出や国際輸送、国際電話、国際郵便などといった輸出取引によって販売する場合には消費税が免除される。

こうしたケースでは、それに対応する課税仕入に消費税と地方消費税が含まれている。輸出取引において課税仕入となるのは、たな卸資産の購入にかかる金額のほか、輸出取引に必要な事務用品の代金、交際費、広告宣伝費などの経費など。そのため、課税仕入に含まれる消費税と地方消費税は、申告のタイミングで仕入税額控除ができるようになっている。

ただし、消費税の輸出免税を受けるためには、資産の譲渡などが輸出取引となることを示す一定の証明が必要。しかも、その輸出取引などの区分に応じて異なるので注意したい。たとえば、物品の輸出許可を受けるものであれば輸出許可書が必要になるし、サービスの提供などであれば、一定の事項が記載してある契約書などが必要になる。

納税通信 第3054号 2009年 1月 5日

めでたい年末婚 配偶者控除できる

年末に結婚して新年を心機一転迎える人にとって、いまは幸せいっぱい新时期だろう。しかし結婚は何かとお金がかかる。家計について考えるトレーニングとしても税制について確認しておきたい。

とくに年末に“駆け込み結婚”をした人は要注意だ。というのも、結婚に関する税務としてまず思い付く所得税の配偶者控除の適用は、12月31日時点の状況によって決まるから。つまり、配偶者の所得が38万円以下であることなど一定の条件を満たす人が、婚姻届を12月末までに提出すればその年について配偶者控除の対象になるということだ。これは、内縁関係については認められず、あくまで婚姻届の提出が条件となる。反対に離婚届を12月に提出した場合は、その年については適用できないことになる。

ありがちなのが、12月末に結婚したものの、年末調整がすでに終了しており、配偶者控除の届出をしていないケース。そのような場合は1月からの還付申告で還付を受けることができる。ご夫婦で仲良く税務署に行ってみるのはどうだろうか。

もしサラリーマンが裁判員になったら

今年、5月21日から裁判員制度の開始が予定されている。さきごろ、裁判員名簿に記載された方あてに名簿記載通知が発送されたとの報道があった。

名簿に記載されると、裁判員に選ばれる可能性があるので、準備が必要だ。

仕事を理由に拒否できるか

裁判員法では、「その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある場合」には、辞退の申立てができるとされている。ただし、辞退を認めるかどうかは、質問状などをもとに各裁判所が判断することになっている。

出頭日の取扱い

裁判員制度に関して問題となりがちなのが出頭日の取扱いだ。裁判所に出頭する日は、会社を休む必要がある。労働基準法では、従業員が労働時間中に、公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合には、企業側は拒んではならないとされている。ただし、有給休暇扱いにするかどうかは法律上定められていないので、各企業の判断による。裁判所では経済団体などに対して有給休暇制度の導入を働きかけているため、大企業を中心に有給休暇を認めるとする企業が出ているが、人材の少ない中小企業においては、負担は軽くはない。

なお、就業規定上、従来から公職執行時間を無給としている企業では、これに準じた扱いをすることも考えられるだろう。

裁判所に通勤途中で事故にあったら

裁判員は、非常勤の裁判所職員なので、通勤途中で事故にあった場合、国家公務員災害補償法の適用を受け、補償を受けることができる。裁判員候補者についても同様だ。

日当はでるの？

裁判員候補者・選任予定裁判員については1日当たり8千円以内、裁判員・補充裁判員については1日当たり1万円以内で日当が決められ、旅費は最も経済的な経路で計算し支給される。この日当等は、実費弁償的なものであるため「雑所得」として取り扱われるので、確定申告が必要だ（年末調整を行うサラリーマンで、給与所得以外の所得が20万円以下であれば、所得税の確定申告は不要だが、地方税の申告は必要）。

遺言書の言葉に注意 「する」と「させる」

遺言書の言葉の使い方に注意

「遺贈する」という言葉を平たくいうと、遺言により「与える」「譲る」「あげる」などの言葉になる。

遺言書を書くとき、「わたしが死んだらわたしの土地・建物を相続人Aにあげる」と書いた場合と、「わたしが死んだら私の土地・建物を相続人Aに相続させる」と書いた場合とでは以下の点で大きな違いがあるので注意が必要だ。

言葉の使い方ひとつで、面倒な手続きが必要になったり、知らないで余分な税金を払う結果となってしまう。

登記に必要な書類

所有権移転登記手続きをする際に、「遺贈する」と書いた場合は、他の法定相続人と共同で登記申請をしなければならない。

このため、法定相続人全員の印鑑証明書などを必要とし大変手間がかかる。

また、相続人間で争いがある場合は、他の相続人から協力を受けるのが困難なため、家庭裁判所に遺言執行者の選任の請求をしなければならないかもしれない。

これに対し、「相続させる」と書いておけば、不動産を相続する人が単独で申請することができるので、登記手続きが簡単になる。

登録免許税

不動産を相続した場合の所有権移転登記に要する登録免許税だが、「遺贈する」とした場合は、不動産の価格の「1000分の20」であるが、「相続させる」とした場合には、「1000分の4」になる。

ただし、「遺贈する」とした場合でも相続人であることを証する戸籍謄本等を添付して登記申請を行えば、「1000分の4」の税率が適用される。

不動産取得税

「相続させる」とした場合や相続人に対し「遺贈する」とした場合は、不動産取得税は課税されないが、「贈与」した場合や、相続人でない親族などに「遺贈」した場合は不動産取得税が課税される。

納税通信 第3054号 2009年 1月 5日